

防火協会だより

編集・発行 津市防火協会
津市久居明神町2276番地
津市消防本部庁舎内
電話・FAX 059-256-4222

令和8年度、定期総会を開催 新会長に棚橋 稔氏が就任

令和8年度 津市防火協会 定期総会



▲新会長就任あいさつで、抱負を述べる棚橋氏
▶令和8年度定期総会の様子



事業推進と消防本部・消防団の応援を

5月21日（木）、県総合文化センターにおいて、令和8年度津市防火協会定期総会を開催しました。会員36人が出席し、中村豊久会長はあいさつで、会長退任を表明するとともに「就任3年目の令和2年から新型コロナウイルス感染症蔓延で会議が書面審議になった一方で、消防本部に対し消毒等資機材や、防火管理講習のオンライン化について支援を行いました。今後も防火協会は消防本部・消防団の応援団であってほしい。」と述べました。その後、令和7年度の事業結果及び収支決算が報告承認されました。

また、今年度は2年毎となる役員の改選に当たり、役員改選（案）が承認され、4期8年にわたり会長の役を担われた中村豊久氏（三重ユニフォーム㈱）がご勇退されました。新会長には、副会長の棚橋稔氏（医療法人久居病院）が就任され、議長として令和8年度事業計画（案）及び収支予算（案）について審議を図り、承認されました。

議事終了後、棚橋新会長はあいさつで「山林火災での消防職団員の活動に敬意を表します。皆様のお力添えをいただきながら、防火意識の向上と協会の運営に誠心誠意努めます。」と抱負を述べました。

その後、棚橋会長から中村氏に感謝状が贈られました。



▲棚橋新会長㊦から感謝状を贈られる中村前会長㊧

なお、三重ユニフォーム㈱様は理事となり、理事には菊山鋼材㈱様、㈱杉新衣裳店様の2事業所が新たに加わり、会長、副会長を含む理事は37事業所（副会長は5事業所）となりました。

会議の終わりには、本年4月から本格運用を開始した「三重中央消防指令センター」、及び3月に開署した中消防署西分署等の説明が、消防総務課消防政策担当から行われました。

防火・防災管理等講習(集合型)、計193人受講 オンライン受講者数、伸び悩み。令和9年度からの完全オンラインを目指して

令和8年度は、6月に第1回の防火管理オンライン講習を開催したところ、受講



修了者は昨年より大幅減の60人でした。2週間の間に、甲種は8時間、乙種は5時間の講義をオンラインで受講していただきましたが、中には講習を修了できなかった人も見えました。乙種は14人に、また6月17日に北消防署で午前・午後の部に分かれて2時間の実技講習を受講した甲種の46人に、それぞれ修了証を交付しました。

今年度も8月、10月、2月と、あと3回実施しますので、オンライン講習のご利用をお願いします。

また集合型講習として、県総合文化センターで、7月14日に甲種防火管理・防災管理再講習(59人受講)、7月15日・16日に甲種新規(2日間)・乙種防火管理講習(計108人受講)を開催し、合わせて167人が受講されました。今回から申込みも全てWebにしましたが、スマホなどからの申込みが難しい方は、津市防火協会事務局にお越しいただき、申し込みいただきました。

なお、9年度からは甲種(オンライン型)の2時間の実技講習をオンラインで完結できるよう取り組みますので、乞うご期待ください。

防災管理新規講習は近年最多の26人受講

病院・学校・工場・物品販売店舗であって、5階以上2万㎡以上、4階以下で5万㎡以上などの建物は防災管理者を選任する必要があります。7月17日に消防本部で、防災管理新規講習を開催し、26人が受講し、近年で最多の受講者数となりました。

今後、職場などで防災対策の取り組みに努められることを期待します。

前期危険物取扱者試験予備講習会を開催

危険物取扱者試験(乙種4類)を受験される方を対象に、令和8年度の前期危険物取扱者試験予備講習会を、4月28日(火)に北消防署の研修室で開催し、令和7年度



の受講者数(前期、後期)32人を上回る33人の方に受講いただきました。受講者は1か月後の試験に備え、関係法令の講義や例題に取り組んでいました。受講者のうち当協会会員の20人には、1人につき2,000円を助成しました。

受講者数は年々減少し続け、令和7年度は過去最少となりました。このため令和8年度については一般の方の受講料を6,000円(1,000円値下げ)にするとともに、講習日をゴールデンウィーク前に早めました。その結果、受講者の増加につながったと考えます。

【注意】なお、予備講習会のみ申込みを行い、危険物取扱者試験の受験申請を行っていない方が見えますので、必ず危険物取扱者試験の受験申請を行いましょう。

令和8年度 防火管理オンライン講習の案内 詳しくは

甲種・乙種オンライン講習

Web申込のみです。甲種は8時間のオンライン講習と2時間の実技講習、乙種は5時間のオンラインのみです。

区分	オンライン受講期間	甲種の実技講習日	定員	申込期間	受講料振込期日
第2回	8月31日(月)～9月13日(日)	9月16日(水) 予備日:9月17日(木)	各区分共に、甲種・乙種合わせて100人程度	8月10日(月)～8月14日(金)	8月19日(水)
第3回	10月26日(月)～11月8日(日)	11月11日(水) 予備日:11月12日(木)		10月5日(月)～10月9日(金)	10月14日(水)
第4回(令和9年)	2月1日(月)～2月14日(日)	2月17日(水) 予備日:2月18日(木)		1月11日(月・祝)～1月15日(金)	1月20日(水)

●甲種の実技講習スケジュール 場所:津市北消防署(津市栗真中山町816-6) ●受講料

区分	受付	講習時間
午前の部	9時00分～9時25分	9時25分～11時30分
午後の部	13時00分～13時25分	13時25分～15時30分

津市防火協会会員
2,000円
(一般 6,000円)

※甲種実技講習は上記のうち、午前・午後いずれかを指定します。変更をされる場合は、連絡をお願いします。

●津市ホームページ
防火管理講習
QRコード



●津市防火協会ホームページ
QRコード



【会員事業所の方へ】

助成を受けるためには、津市防火協会ホームページの「令和8年度 防火・防災管理等講習(オンライン型・集合型)開催のご案内」をご確認ください。

(助成申請用紙)

津市防火協会 会員事業所受講証明書 >>> PDF Word

大きく変わった地震防災対策…

東海地震、東南海・南海地震から 南海トラフ巨大地震へめぐる軌跡 三重周辺で地震相次ぐ

5月2日18時30分前、突然スマートフォンのアラームが鳴り「緊急地震速報」画面が表示されました。直後、見ていたテレビ番組が中断し、「強い揺れに注意してください」とアナウンスされました。数秒後でしょうか、横揺れが始まり“遂に南海トラフ…”かと身構えましたが、10数秒で揺れが収まり、テレビでは「三重・奈良・和歌山で震度4」と放送されました。結局、津は震度3でした。発生は18時28分頃、震源は和歌山県南部（気象庁震度リスト）、マグニチュード（以下「M」）3.8、最大震度4でした。

また6月6日10時20分頃、津で震度2（震源：愛知県西部、M4.0）などのほか、体感しない震度1の地震も三重県周辺などで続いており、少し心配です。

昭和19（1944）年12月7日の東南海地震（三重/全壊1,805戸、流失2,643戸、死者169人、不明90人、津/全壊102戸、死者3人）で、津では旧岩田橋が崩れ、丸之内本町の旅館が倒壊しました。震源に近い熊野灘では5～9mの津波が押し寄せ、多くの家屋が流失しました。昭和21年12月21日の南海地震（三重/全壊75戸、流失18戸、死者21人、津/全壊23戸）により、西日本全体の人的被害は昭和19年の東南海地震を上回るものでしたが、熊野灘沿岸の津波は2～5mで県内の被害は少なくすみました。

また平成16（2004）年9月5日の夜間に、三重県南東沖を震源とする地震が2回起こり、津で震度4、5弱を観測、その後3日間は震度2～4の揺れが続き、不安を感じました。

私たちが生活する津地域は南海トラフ地震の想定震源域内にあり、多くの人命、建物等に被害が及ぶとされています。国・県・市ではこれまで地震防災対策を行ってきましたが、その法体系、防災計画、情報形態も大きく変わってきました。

東海地震の切迫性に伴う法制化と見直し

昭和51（1976）年、東京大学助手が東海地震の切迫性を指摘し、地震予知連絡会（昭和44年に国土地理院長の私的諮問機関として設置）によって、東海地震の観測・監視の強化が進められることとなりました。

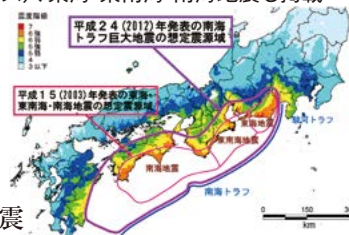
昭和53（1978）年6月、東海地震に特化した「大規模地震対策特別措置法」（以下「大震法」）が制定されました。翌54年8月には東海地震に係る地震防災対策強化地域として、静岡県を中心に6県170市町村（その後合併により167市町村、津地域は含まない）が指定され、国の財政支援で防災体制の整備が図られたほか、県・市町の地方防災会議等が地震防災強化計画を、防災上重要な事業所が地震防災応急計画を作成することになりました。地震予知に基づき、警戒宣言が発令された場合は、強化地域内では交通の制限、銀行等の営業停止、学校の閉校等の措置が定められました。

その後20年余りが経ち、地震予知情報の不確実性と警戒宣言発令の難しさが指摘されるようになり、平成10（1998）年12月から、観測データに何らかの変化が現れた場合に「観測情報」「解説情報」を発表することとし、これらの情報は数度変更されました。

また、これまでの観測データの蓄積、新たな学術知見を踏まえ検討された結果、平成13（2001）年6月、東海地震の想定震源域が見直され、従来に比べ西側にずれ（三重県寄り）、これを受けて平成14年4月から強化地域に東京都や三重県等が加わりました。（平成24（2012）年4月現在、1都7県157市町村）三重県では伊勢市から熊野市までの沿岸市町、桑名市（旧長島町のみ）、木曽岬町が指定されました。

▼南海トラフ巨大地震の想定震源域と震度分布図 （基本ケース）、東海・東南海・南海地震も掲載

*地図は南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループの「最大クラス地震における被害想定について」の震度分布図（基本ケース）を参照しています。



東南海・南海地震から 南海トラフ地震へ移行

平成13（2001）年9月、地震調査委員会（平成7年1月の阪神・淡路大震災を契機に同年7月に地震調査研究推進本部の内部に設置）は東南海・南海地震の想定震源域などを発表しました。平成14年7月には議員立法による「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」（以下「東南海・南海法」）が制定されました。翌15年12月に1都2府18県652市町村（津市を含む）が東南海・南海地震防災対策推進地域（以下「推進地域」）に指定されました。

一方、平成15（2003）年9月、中央防災会議の専門調査会は、東海地震・東南海・南海地震が同時に発生した3連動地震の想定震源域を公表しました。政府は、それまで南海トラフ沿いで発生する大規模地震について、東海地震と東南海・南海地震を、それぞれ個別に対策を進めてきました。しかし時を経ち、3つの地震が同時に発生することを想定した対策の必要性が高まってきました。その中、平成23年（2011）3月11日に東日本大震災が発生し、想定をはるかに超えた巨大な地震・津波が襲い、甚大な被害となりました。

平成24年3月、中央防災会議「防災対策推進検討会議」の下に「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」が設置され、新たな防災体制の在り方が議論されるようになりました。

そして平成25（2013）年11月「東南海・南海地震に係る（中略）特別措置法」が議員立法により改正され、題名も「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」（以下「南海トラフ法」）となりました。平成26年3月、南海トラフ防災対策推進地域（以下「南海トラフ推進地域」）に1都2府27県723市町村（令和7年7月現在、津市を含む）が指定、また津波により30cm以上の浸水が30分以内に生じる地域として南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に1都13県139市町村（津市を含む）が指定されました。

気象庁は「南海トラフ地震に関する情報」を発表することとし、平成29（2017）年11月から運用を開始しました。東海地震のみに着目した情報の発表は行わないこととなり、東海地震の警戒宣言の運用は、事実上凍結されました。

気象庁による南海トラフ臨時情報等の運用開始

令和元（2019）年5月31日から気象庁は、南海トラフ沿いでM6.8以上の地震が発生した場合など、大地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合に、**臨時情報（巨大地震警戒）**：M8.0以上の地震発生時に1週間程度の避難指示など、**巨大地震注意**：M7.0～8.0未満の地震時に自主避難を呼びかけを発表するようになりました。

一方、地震調査委員会は令和7（2025）年9月、「今後30年以内に発生する確率が80%程度」としていた南海トラフ地震の発生確率を見直し、「60～90%程度以上」および「20～50%」と発表しました。

三重県独自の南海トラフ被害想定発表

令和8（2026）年3月30日、三重県は南海トラフ地震による独自の被害想定を発表しました。平成26（2014）年3月以来12年ぶりで、死者数は理論上で3,000人減少しました。人的被害は最多で死者50,000人（うち津波41,000人、建物倒壊など8,300人、火災300人など）で、前回から死者数が減少した主な要因は、人口減少のほか、家屋の建て替えによる耐震

化などによるとしています。また地域によっては堤防の整備が進んでいることも影響しています。

その中で、津市の死者数は最多で5,000人(うち津波3,800人、建物倒壊等1,100人、火災50人など)となっています。詳しくは、三重県・津市のホームページでご確認ください。

事業所の皆さんへ

南海トラフ地震防災規程のご確認を

平成14(2002)年の(旧)「東南海・南海法」に基づき、津市も「推進地域」に指定され、津波の浸水が想定される地区(当時)の事業所に防災規程の作成、消防署への提出が義務づけられました。

なお平成25(2013)年の「南海トラフ法」への改正を経て、令和元(2019)年5月末から南海トラフ臨時情報の運用開始に伴い、防災規程に臨時情報発表時の対策の必要が生じました。

さらに、令和8年3月末の三重県独自の被害想定見直しによって、津波浸水想定図も新しくなったことから、津市も「南海トラ

フ推進地域」でもあり、各事業所は防災規程の対象(水深30cm以上の浸水が想定される区域にある事業所)になっているかどうか、今一度確認をお願いします。

以上のことから、防火管理者の選任が必要な事業所(共同住宅、従業員1,000人未満の工場・作業場を除く)では、防災規程の見直しを行っていない場合、防災規程3部(防災規程送付書(南海トラフ法規則別記様式第3)・防災規程作成例を津市HPからダウンロードして防災規程を作成)または防災規程の内容を含めた消防計画3部を管轄の消防署へ提出してください。

防火管理者が必要でない事業所も県・市への届出が必要

特に防火管理者の選任義務がない、学校等で収容人員50人未満、幼稚園・保育所・老人福祉施設等で30人未満、養護老人ホーム等で10人未満の事業所は、三重県部局によると南海トラフ防災対策計画届出書(南海トラフ法規則別記様式第1)を県防災対策部災害対策推進課へ提出し、かつ写しとして同防災対策計画送付書(同別記様式第2)を市危機管理部防災室へ提出していただきたいとのことでした。

※津市HP▶<暮らし>防災・救急・消防▶事業所の皆さんへ▶南海トラフ地震防災規程、にアクセスしてください。三重県HPにもリンクできます。

「林野火災注意報」発令中、たき火・火入れはヤメテ

津市火災予防条例等の改正

昨年2月に岩手県大船渡市で発生した大規模林野火災(焼損3,370ha)を受けて、津市火災予防条例と津市消防法等施行取扱規則の一部を改正し、林野火災に関する注意報(以下「林野火災注意報」)の条項を追加・整理し、今年1月1日から運用を開始しました。

林野火災注意報は、林野火災の発生の危険性が高い1月から5月までを発令期間とし、津市の区域内に乾燥または強風に係る気象状況が、気象台から県を経て通報され、火災の予防上注意を要すると認められるときに、発令されます。

今年1月から5月までの間、計34回発令され、のぼり旗を消防署所前に掲出したほか、消防車が市中を巡回し、火の取扱いの注意を呼びかけました。

林野火災発生も、ほどなく鎮火

その最中の5月19日15時20分頃、津市美杉町下多気で林野火災が発生しました。自衛隊ヘリからの火災確認の連絡もあり、近隣の防災航空隊のほか、自衛隊に空中消火活動の要請を行い、その日の夕刻までに、滋賀県防災航空隊ヘリが5回、名古屋市消防航空隊ヘリが4回、空中消火を実施しました。

一方、地上では、津市消防隊員と地元の消防団員、合わせて約180人態勢で、山中に入り深夜までジェッ



消防署に掲出したのぼり旗

トシューター(水囊)や、ポンプの搬送、ホースの長距離延長を行った消火活動を実施しました。

翌20日の夜明けとともに自衛隊ヘリが消火・偵察の応援に加わり、双発の大型ヘリが延べ42回にわたる空中消火を実施しました。名古屋市消防ヘリの熱源監視により、同日18時12分に鎮圧となりました。

その後は、消防職団員が交代しながら残り火を確認し、発生から3日後の22日17時5分に鎮火となりました。結果、焼損面積は約10haにとどまり、人的・建物被害はなく、避難指示も出ませんでした。

消防職団員の懸命な消火活動とともに、早期の消防・防災ヘリ、自衛隊の大型ヘリによる空中消火が功を奏したと思われる、早めの鎮火につながりました。

日頃も、屋外のたき火などは要注意

林野火災注意報発令中は、屋外においては火を取り扱わないようにしてください。火入れやたき火は絶対やめましょう。場合によっては中止をお願いすることがありますので、注意してください。

もちろん、日頃から屋外の火の取扱いは要注意です。また、たき火等の火災とまぎらわしい煙を発する行為をする場合は、事前に消防署所への届出・連絡をお願いします。



▲空中消火を行う自衛隊の大型ヘリ

令和8年度後期危険物取扱者試験・予備講習会の案内

一般財団法人消防試験研究センター三重県支部が開催

●危険物取扱者試験(津会場)の案内

●試験日・会場

- 11月7日(土) 高田短期大学
午前10時～ 乙種1・2・3・4・5・6類、丙種
午後1時30分～ 甲種、乙種4類
11月8日(日) サン・ワーク津
午前10時～ 乙種4類 午後1時30分～ 乙種4類

●受付期間・申請方法

- 書面申請: 9月7日(月)～9月16日(水) 当日消印有効
受験願書は消防本部・消防署で配布しています。
電子申請: 9月7日(月)～9月16日(水) 終日受付
(一財)消防試験研究センターのホームページから申請できます。
<https://www.shoubo-shiken.or.jp/branch/24mie/>

●問い合わせ

- (一財)消防試験研究センター三重県支部
TEL: 059-226-8930 FAX: 059-225-6736



津市防火協会主催

●危険物取扱者試験予備講習会の開催

受講申込みはWebのみです

- 講習日時: 9月29日(火)午前9時～午後5時
講習会場: 津市北消防署2階 研修室(津市栗真中山町816-6)
講習対象者: 乙種4類を受験される方
定員: 40人程度

受講料: 津市防火協会 会員4,000円(一般6,000円)

申込期間: 9月1日(火)午前9時～9月15日(火)午後5時

申込み方法: 津市防火協会ホームページからお申込みください。
受講料助成に必要な会員事業所受講証明書の添付もフォーム内で可能です。テキストは当日配付します。

※詳しくは、津市防火協会ホームページでご確認ください。